

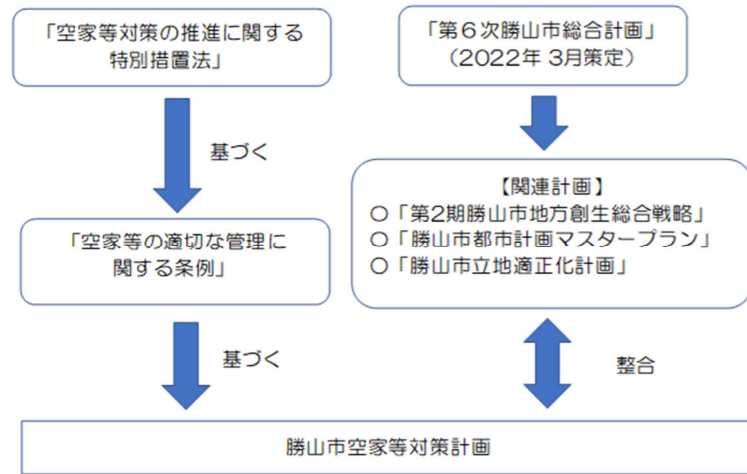
勝山市空家等対策計画 【概要版】

※ 旧計画からの変更箇所は赤字で表記

第1章 計画の趣旨

計画策定の背景と目的

- 適正に管理されていない空家が社会問題化しており、平成27年に「空家対策の推進に関する特別措置法」が施行
- 空家等に関する対策を総合的、計画的に実施するため策定



第2章 現状と課題

現状

- 令和4年度末における空家（一軒家）については、459軒となっており、総人口の減少、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加により今後さらに空家が増加する見込み。

課題

- 人口減少や高齢化の進行に伴う空家等の増加
- 空家等が周辺の生活環境に与える問題の多様化
- 破産法人等における残置建物への対応
- まちの魅力の低下 等

第3章 空家等対策の方針

計画の方向性

- 住民の安全で安心な生活環境の保全を優先する。
- 地域ごとによる取組の優先順位等は設けず、個別の空家等の老朽危険度を総合的に判断し、周辺に与えている悪影響の度合いや切迫性が高いとみられるものから、順次、管理状況の改善等に取り組む。
- 空家等の発生予防に取り組む。

計画の対象地区（市内全域）

計画の期間（令和6年度から令和10年度まで）

基本的な方針

- 空家等の管理の原則（自助）
空家等は、本来個人の財産であることから、空家等の所有者等及び当該空家等が適切な管理が行われていないことにより被害を受けるおそれのある者は、民事によりその解決を図ることを原則とする。
- 地域住民、関係機関等との連携（共助）
地域住民や関係機関等との連携を図り、所有者等に適切な管理を促していくとともに、空家等の有効活用と跡地利用等について協議し推進していく。
- 行政の支援（公助）
市は、空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に対して指導、勧告、命令等を行う。
また、移住・定住促進等について支援を行うとともに、共助のもと空家等の予防、流通・促進、跡地利用等について対策を講じる。

第4章 具体的な方針

空家等の予防

- 所有者等の意識醸成
- 改修による居住の促進

空家等の流通・活用促進

- 空家情報バンクの活用
- 移住・定住促進制度の推進
- 古民家利活用の推進
- 空家等管理活用支援法人の活用

管理不全空家・特定空家等の防止・解消

- 現地調査による実態把握
- 各種措置の実施
- ※管理不全空家への措置追加

第5章 実施体制

地域や関係機関と連携し、空家対策を着実に実施

